

福岡市学生消防団活動認証制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、真摯かつ継続的に消防団活動に取り組み、地域社会へ貢献をした大学生、大学院生、専修学校生及び各種学校生（以下「大学生等」という。）並びに大学等（第2条第1項に基づく「大学等」をいう。）を卒業した者が行う就職活動を支援するとともに本市がその功績を認証することにより、学生消防団員の士気の高揚を図り、大学生等の本市消防団への入団を促進し、もって地域防災力の充実強化を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 本制度による認証（第4条に規定する認証をいう。次条において同じ。）の対象となる者は、次のいずれかに該当する大学生等であって、在学中に本市の消防団員として1年以上継続的に消防団活動を行った者（以下「認証対象者」という。）とする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

- (1) 市内の大学、大学院、専修学校若しくは各種学校（以下「大学等」という。）に通学する大学生等又は大学等を卒業して3年以内の者
- (2) 市内在住の大学生等又は大学等を卒業して3年以内の者

(申請)

第3条 本制度による認証を希望する認証対象団員は、所属の消防団長に認証推薦依頼書（様式第1号）を提出するものとする。

- 2 前項の認証推薦依頼書を受けた消防団長は、当該認証対象者について市長に対して本制度による認証を受けるとして推薦する場合は、市長に認証推薦書（様式第2号）を提出するものとする。

(審査)

第4条 市長は、前条第2項の認証推薦書が消防団長から提出された場合、当該認証対象団員が真摯かつ継続的に消防団活動に取り組み、地域社会への貢献の有無及びその程度について審査を行い、当該認証対象団員の功績の認証（以下「認証」という。）の可否を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の審査を行うにあたり、必要と認めるときは当該認証対象団員の実績が確認できる資料又は証明書の提出を求めるものとする。

(認証決定通知書等の交付)

第5条 市長は、前条第1項の審査により認証することを決定した場合、第3条第2項の認証推薦書を提出した消防団長に対して、学生消防団活動認証決定通知書（様式第3号）を交付するものとする。

- 2 市長は、前条第1項の審査により認証しないことを決定した場合、第3条第2項の認証推薦書を提出した消防団長に対して、学生消防団活動審査決定通知書（様式第4号）を交付するものと

する。

（認証状等の交付）

第6条 市長は、認証することを決定した者（以下「被認証者」という。）に対して、福岡市学生消防団活動認証状（様式第5号）（以下「認証状」という。）を交付するものとする。

2 市長は、被認証者の求めに応じて、就職活動時において事業所に提出するために必要となる範囲において、福岡市学生消防団活動認証証明書（様式第6号）（以下「認証証明書」という。）を随時交付するものとする。

（認証の取消し）

第7条 市長は、被認証者が、次のいずれかに該当する場合には、認証を取り消すことができる。

（1）刑事事件に関して起訴された場合又は刑に処せられた場合

（2）認証の根拠となる事項に事実誤認又は虚偽の内容があった場合

（3）公の秩序又は善良の風俗に反する行為をしたと認められる場合

（4）前三号に掲げるもののほか、被認証者として、不適切と判断される行為があった場合

2 認証を取り消された者は、既に交付されている認証状及び認証証明書を直ちに市に返却しなければならない。

（本制度の周知）

第8条 市は、本制度について、消防団を通じて、当該消防団に所属する大学生等に対して周知するものとする。

2 市は、本制度について、市内の事業所に周知し、認証証明書の効果が十分に得られるよう努めるものとする。

（所掌）

第9条 この要綱に関する事務は、消防局警防部消防団課において所掌する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

改正文（令和元年11月18日消団第272号）

この要綱は、令和元年12月1日から施行する。